

豊岡市街区基準点管理保全要綱

平成20年2月19日豊岡市告示第39号

改正 令和7年3月17日豊岡市告示第66号

(目的)

第1条 この要綱は、国土交通省の都市再生街区基本調査により設置され、国土交通省が所有し、管理保全のみ移管を受けた測量基準点（以下「街区基準点」という。）の一般的取扱い及び管理保全に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において市が管理保全する街区基準点とは、都市再生街区基本調査により設置された街区三角点及び街区多角点であつて、かつ、永久標識を設置したものをいう。

2 前項の街区三角点は、国土交通省公共測量作業規程（平成28年3月31日国地第190号）の規定による2級基準点相当とし、同項の街区多角点は、同規定による3級基準点相当とする。

(街区基準点の使用手続)

第3条 街区基準点を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ街区基準点使用承認申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、街区基準点使用承認書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、街区基準点使用承認書を常時携行し、関係人から請求があつた場合は、速やかにこれを提示するものとする。

4 使用者は、街区基準点を使用したときは、街区基準点使用報告書（様式第3号）により速やかに市長に報告するものとする。

(街区基準点の包括使用手続)

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、街区基準点を使用しようとする土地家屋調査士会は、あらかじめ街区基準点使用包括承認申請書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、街区基準点使用包括承認書（様式第5号）により土地家屋調査士会に通知するものとする。

3 前項の規定により承認を受けた土地家屋調査士会に所属する土地家屋調査士（以下「包括承認使用者」という。）は、土地家屋調査士会員証を常時携行し、関係人から請求があった場合は、速やかにこれを提示するものとする。

4 包括承認使用者は、街区基準点を使用したときは、街区基準点使用包括報告書（様式第6号）により速やかに市長に報告するものとする。

（街区基準点の現況報告）

第5条 使用者及び包括承認使用者は、測量に際し街区基準点の現況を街区基準点現況報告書（様式第7号）により市長に報告するものとする。

（街区基準点座標証明書の交付）

第6条 街区基準点座標証明書の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、街区基準点座標証明書交付申請書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する申請を受領し、交付申請者に交付する際、豊岡市手数料条例（平成17年豊岡市条例第62号）別表第4に定める街区基準点座標証明書の交付手数料を徴収するものとする。

（測量成果及び測量記録の閲覧等）

第7条 測量成果及び測量記録の閲覧をしようとする者（以下「閲覧申請者」という。）は、街区基準点の測量成果及び測量記録閲覧申請書（様式第9号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する申請を受領し、閲覧申請者に閲覧させる際、豊岡市手数料条例（平成17年豊岡市条例第62号）別表第4に定める公簿、公文書又は図面の閲覧手数料を徴収するものとする。ただし、市ホームページに登載している測量成果及び測量記録の閲覧については無料とする。

3 市長は、閲覧申請者の申出により閲覧資料の写しを交付する場合は、閲覧申請者に交付する際、豊岡市情報公開条例施行規則（平成17年豊岡市規則第6号）第11条第1項第1号の規定の例により、当該写しの作成に要する費用の額を複写料として徴収するものとする。

(街区基準点付近での工事施工の届出)

第8条 次に掲げる工事を施工しようとする者（以下「工事施工者」という。）

は、あらかじめ街区基準点付近での工事施工届出書（様式第10号）を市長に提出し、市長の指示に基づき街区基準点の保全について必要な措置を講じるものとする。

- (1) 掘削底面端から45度以上の線に街区基準点の構造物が入る掘削工事
- (2) 杭打ち又は杭抜き工事等の振動が街区基準点に影響を及ぼすと判断される工事
- (3) その他街区基準点の効用に支障を来すと思われる工事

2 街区基準点付近での工事が完了したときは、工事施工者は、速やかに街区基準点付近での工事完了報告書（様式第11号）を市長に提出し、検査を受けるものとする。

3 街区基準点付近での工事により、街区基準点の効用に支障を来した場合は、工事施工者は、市長との協議後、街区基準点復旧承認申請書（様式第12号）を市長に提出するものとする。

4 市長は、前項の申請を承認したときは、街区基準点復旧承認書（様式第13号）により工事施工者に通知するものとする。

(一時撤去及び移転)

第9条 街区基準点を一時撤去し、又は移転しようとする者（街区基準点の設置されている土地又は建物の所有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）を除く。以下「撤去等申請者」という。）は、あらかじめ街区基準点（一時撤去・移転）承認申請書（様式第14号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、街区基準点（一時撤去・移転）承認書（様式第15号）により撤去等申請者に通知するものとする。

3 土地所有者等の都合により街区基準点を一時撤去し、又は移転する必要がある場合は、土地所有者等は、街区基準点（一時撤去・移転）請求書（様式第16号）を市長に提出するものとする。

(機能の回復)

第10条 街区基準点の一時撤去、滅失、き損、移転等により、その効用に支障を

来した者は、当該街区基準点を既設と同様の構造により再設置し、測量の成果を修正するものとする。この場合において、同一構造による設置が不可能な場合は、市長と協議のうえ、これを変更することができるものとする。

(機能回復の施工者)

第11条 街区基準点を移転し、又は復旧する工事（以下「移転等工事」という。）

は、原因者が行うものとする。ただし、第9条第3項の請求があった場合は、市長が行うものとする。

2 移転等工事に伴う測量成果の修正に必要な手続きは、測量法第36条、第37条第3項、第40条その他関係法令に基づき市長が行うものとするが、測量実務は工事施工者が行い、手続き上必要な測量成果品一式を作成するものとする。

(移転等工事)

第12条 撤去等申請者は、移転位置及び設置施工方法について、舗装復旧前に市長と協議するものとする。

2 街区基準点は、既設のものを再度使用するものとするが、使用不可能な場合は、市長と協議するものとする。

3 移転等工事が完了したときは、撤去等申請者は、速やかに街区基準点移転等工事完了報告書（様式第17号）を市長に提出するものとする。

4 市長は、前項の報告書が提出されたときは、14日以内に検査するものとする。

5 撤去等申請者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに補修して再検査を受けるものとする。

(費用の負担)

第13条 街区基準点の移転等工事に要する費用（既設の街区基準点の取り壊し費用を含む。）及び街区基準点の測量作業に要する費用は、第9条第3項の請求による場合を除き、原因者の負担とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月17日豊岡市告示第66号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

街区基準点使用承認申請書

年 月 日

豊岡市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

豊岡市街区基準点管理保全要綱第 3 条第 1 項の規定により街区基準点の使用について、下記のとおり申請します。

記

使用目的		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)	
測量地域		
使用する街区基準点	(計 点)	
測量方法		
測量計画機関	名称	
	代表者氏名	
	所在地	TEL
測量作業機関	名称	
	担当者氏名	
	所在地	TEL
備考		
公印の押印要否	街区基準点使用承認書に市長印の押印は (必要 ・ 不要)	

街区基準点使用承認書

使用承認番号 豊地第 号
年 月 日

様

豊岡市長

年 月 日付で申請のあった街区基準点の使用について、下記のとおり承認します。

記

使用目的		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）	
測量地域		
使用する街区基準点	（計 点）	
測量方法		
測量作業機関	名称	
	担当者氏名	
	所在地	TEL
承認条件		
1 裏面記載の街区基準点使用条件を遵守すること。 2 使用終了後は、街区基準点使用報告書（様式第3号）を提出すること。		
担当連絡先	都市整備部 地籍調査課（担当 ） TEL 0796-21-9064	

(裏)

街区基準点使用条件

- 1 街区基準点の使用にあたっては、作業者は立ち入る施設の管理者にあらかじめ計画機関名、作業機関名、作業目的、連絡先などを連絡し、立入りの承諾を得ること。
- 2 施設内の立入りは、日曜祝日を除く午前9時から午後5時までとする。ただし、管理者から指定された場合はそれに従うこと。
- 3 作業者は、使用時にこの承認書を常時携行すること。
- 4 使用にあたっては、街区基準点の取扱いに留意し、保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。
- 5 街区基準点本体及び立ち入った施設に損害を与えた場合は、申請者の責任で原形復旧すること。
- 6 作業者は、街区基準点の使用に際し、街区基準点の現況を街区基準点現況報告書（様式第7号）により報告すること。
- 7 作業者は、街区基準点及びその周辺において工事の予定がある場合は、速やかに連絡すること。
- 8 作業者は、街区基準点の使用を完了したときは、街区基準点の現況を街区基準点使用報告書（様式第3号）により報告すること。

様式第3号（第3条関係）

街区基準点使用報告書

年 月 日

豊岡市長 様

報告者 住 所
氏 名
電話番号

街区基準点の使用結果について、下記のとおり報告します。

記

使用目的			
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）		
測量地域			
使用した街区基準点	（計 点）		
使用承認番号	豊地第 号		
測量作業機関	名 称		
	担当者氏名		
	所在地	Tel	
使用結果 （精度）	No. ~ No.	相対精度 1 :	
	No. ~ No.	相対精度 1 :	
	No. ~ No.	相対精度 1 :	
	No. ~ No.	相対精度 1 :	
特記事項	（故障点、異状点の状況を記載）		
添付書類	1 精度管理表 2 成果表、網図の写しなど		

様式第4号（第4条関係）

街区基準点使用包括承認申請書

年 月 日

豊岡市長 様

申請者 住 所
名 称 土地家屋調査士会
会 長
担当者氏名
電 話 番 号

豊岡市街区基準点管理保全要綱第4条第1項の規定により街区基準点の使用について、下記のとおり包括承認を申請します。

記

使用目的	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）
測量地域	豊岡市域
使用する街区基準点	豊岡市が成果の管理を行っている街区基準点 （使用時点で街区基準点として取扱われている点に限る）
測量方法	
測量作業担当者氏名	土地家屋調査士会に所属する土地家屋調査士
備考	
公印の押印要否	街区基準点使用包括承認書に市長印の押印は （ 必要 ・ 不要 ）

※1…市の判断により対象とする街区基準点を限定することができる。

※2…包括承認の使用期間及び報告期日は、申請者と市の協議により定める。

<p style="margin: 0;">街区基準点使用包括承認書</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">使用承認番号 豊地第 号 年 月 日</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">土地家屋調査士会 会長 様</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">豊岡市長</p> <p style="margin: 0;">年 月 日付けで申請のあった街区基準点の使用について、下記のとおり包括承認します。</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">記</p>	
使用目的	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）
測量地域	豊岡市域
使用する街区基準点	豊岡市が成果の管理を行っている街区基準点 （使用時点で街区基準点として取扱われている点に限る）
測量方法	
測量作業担当者氏名	土地家屋調査士会に所属する土地家屋調査士
承認条件	
<p style="margin: 0;">1 裏面記載の街区基準点使用条件を遵守すること。</p> <p style="margin: 0;">2 使用終了後は、街区基準点使用包括報告書（様式第6号）を提出すること。</p>	
担当連絡先	都市整備部 地籍調査課（担当 ） Tel 0796-21-9064

※1…市の判断により対象とする街区基準点を限定することができる。

※2…包括承認の使用期間及び報告期日は、申請者と市の協議により定める。

(裏)

街区基準点使用条件

- 1 街区基準点の使用にあたっては、作業者は立ち入る施設の管理者にあらかじめ計画機関名、作業機関名、作業目的、連絡先などを連絡し、立入りの承諾を得ること。
- 2 施設内の立入りは、日曜祝日を除く午前9時から午後5時までとする。ただし、管理者から指定された場合はそれに従うこと。
- 3 作業者は、土地家屋調査士会員証を常時携帯すること。
- 4 使用にあたっては、街区基準点の取扱いに留意し、保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。
- 5 街区基準点本体及び立ち入った施設に損害を与えた場合は、申請者の責任で原形復旧すること。
- 6 作業者は、街区基準点の使用に際し、街区基準点の現況を街区基準点現況報告書（様式第7号）により報告すること。
- 7 作業者は、街区基準点及びその周辺において工事の予定がある場合は速やかに連絡すること。
- 8 作業者は、街区基準点の使用を完了したときは、街区基準点の現況を街区基準点使用包括報告書（様式第6号）により報告すること。

(裏)

現況の欄等の記載については、次に掲げるとおりとする。

- 1 「正常」 点の記等により金属標が正常と判断されるもの
- 2 「異状」 次の各号のいずれかに該当するもの
 - (1)「亡失」 金属標がなくなっていることを確認したもの
または、金属標はあるが、その位置が測量成果の標示する位置と異なっていることが点の記等で明らかであるもの（この場合には、備考欄に「成果異状」と記載する。）
 - (2)「不明」 金属標が発見できず、亡失していることが確認できないもの
 - (3)「傾斜」 金属標が傾斜しているため、復旧が必要と判断されるもの
 - (4)「要移転」 金属標は正常であるが、現状のままでは将来における保存の継続が見込まれず、移転が必要と判断されるもの
 - (5)「埋没」 金属標が地中に埋没しており、高上又は保護策が必要と判断されるもの
 - (6)「露出」 金属標が著しく露出しており、低下又は保護策が必要と判断されるもの
 - (7)「金属標き損」 金属標がき損しているため、補修が必要と判断されるもの
- 3 「要安全処置」 街区基準点が車道内、歩道内その他車輛、人の通行が煩雑なところにあり、事故のおそれ等がある場合は、備考欄

様式第9号（第7条関係）

街区基準点の測量成果及び測量記録閲覧申請書

年 月 日

豊岡市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

街区基準点及び接点、補助点等について、測量成果及び測量記録の閲覧を申請します。

記

申請理由	<input type="checkbox"/> 境界確認のため <input type="checkbox"/> 公共基準点等を使用した測量のため <input type="checkbox"/> その他（ ）
申請する 街区基準点、及び 接点、補助点等の番号	

※担当課記入欄

閲覧1回につき300円 + (白黒複写@10円× 枚) + (カラー複写 @50円× 枚)	閲覧手数料 円	複写料（雑入） 円	取扱者
---	------------	--------------	-----

※市ホームページに掲載している街区基準点等の閲覧手数料は無料です。

ただし、複写を希望する場合には、複写料が必要です。

様式第10号（第8条関係）

街区基準点付近での工事施工届出書

年 月 日

豊岡市長 様

届出者 住 所
氏 名
電話番号

豊岡市街区基準点管理保全要綱第8条第1項の規定により下記のとおり届け
出ます。

記

工 事 件 名		
工 事 場 所	豊岡市	番地
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）	
工 事 概 要		
街区基準点番号		
占 用 企 業 者	名 称	
	代表者氏名	
	所 在 地	TEL
工 事 請 負 者	名 称	
	担当者氏名	
	所 在 地	TEL
添 付 図 書	1 位置図 2 断面図 3 平面図 4 引照点図 5 写真（街区基準点、その周辺及び全引照点を確認できるもの）	

街区基準点付近での工事完了報告書

年 月 日

豊岡市長 様

報告者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付けで届け出た街区基準点付近での工事が完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

工 事 件 名	
工 事 場 所	豊岡市 番地
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）
街区基準点番号	
街区基準点 の 状 況	(1) 測量標のき損状態：
	(2) 構造物のき損状態：
	(3) その他：
工 事 請 負 者	名 称
	担当者氏名
	所 在 地 Tel
添 付 図 書	1 完了写真（街区基準点及びその周辺が確認できるもの） 2 引照点図（着工前及び完了後が対比できるもの） 3 その他街区基準点の保全に必要な点検測量等の成果

様式第12号（第8条関係）

街区基準点復旧承認申請書

年 月 日

豊岡市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

工事により異状を来した街区基準点の復旧について、豊岡市街区基準点管理保全要綱第8条第3項の規定により承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

復 旧 理 由		
復 旧 内 容		
復 旧 場 所	豊岡市 番地	
復 旧 する 街区基準点		
復 旧 期 間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）	
復 旧 工 事 請 負 者	名 称	
	代表者氏名	
	所 在 地	TEL
備 考		
公印の押印要否	街区基準点復旧承認書に市長印の押印は（ 必要 ・ 不要 ）	

街区基準点復旧承認書

復旧承認番号 豊地第 号
年 月 日

様

豊岡市長

年 月 日付けで申請のありました街区基準点の復旧については、下記のとおり承認します。

記

承認事項

復旧内容

復旧場所

豊岡市

番地先

復旧する
街区基準点

復旧完了期限

年 月 日

承認条件

- 1 街区基準点の再利用が困難な場合は、市の担当課へ連絡してください。
- 2 街区基準点設置工事完了後は、速やかに街区基準点移転等工事完了報告書（様式第17号）を提出し、市の検査を受けてください。
- 3 検査に合格したときには、速やかに市へ街区基準点を引き渡してください。
- 4 承認後、承認内容に変更が生じた場合は、その旨を速やかに市長へ届け出て、協議してください。

担当連絡先

都市整備部 地籍調査課（担当 ）
TEL 0796-21-9064

街区基準点（一時撤去・移転）承認申請書

年 月 日

豊岡市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

工事により支障となる街区基準点の（一時撤去・移転）について、豊岡市街区基準点管理保全要綱第9条第1項の規定により承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

一時撤去・移転理由		
工 事 件 名		
工 事 場 所		豊岡市 番地
一時撤去・移転する街区基準点		
移転する場合の移転候補地		豊岡市 番地
工 事 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
一時撤去・移転期間		年 月 日から 年 月 日まで
工 事 請 負 者	名 称	
	担当者氏名	
	所 在 地	Tel
添 付 図 書		1 位置図 2 平面図 3 写真（街区基準点、及びその周辺が確認できるもの） 4 再設置位置図（新旧位置の関係が確認できるもの）
備 考		※現状等を記載する
公印の押印要否		街区基準点（一時撤去・移転）承認書に市長印の押印は（必要・不要）

街区基準点（一時撤去・移転）承認書

一時撤去・移転承認番号 豊地第 号
年 月 日

様

豊岡市長

年 月 日付で申請のありました街区基準点の（一時撤去・移転）については、下記のとおり承認します。

記

承認事項

移 転 先	豊岡市 番地先
-------	---------

一時撤去・移転する 街区基準点	
--------------------	--

完了期限	年 月 日
------	-------

承認条件

- 1 再設置位置については、舗装復旧する前に必ず連絡してください。
- 2 街区基準点の再利用が困難な場合は市担当課へ連絡してください。
- 3 街区基準点設置工事完了後は、速やかに街区基準点移転等工事完了報告書（様式第17号）を提出し、市の検査を受けてください。
- 4 検査に合格したときには、速やかに市へ街区基準点を引き渡すこととします。
- 5 一時撤去の中止等、協議内容に変更が生じた場合は、速やかに市担当課に連絡してください。

担当連絡先	都市整備部 地籍調査課（担当 ） Tel 0796-21-9064
-------	--------------------------------------

街区基準点（一時撤去・移転）請求書

年 月 日

豊岡市長 様

請求者 住 所
氏 名
電話番号

豊岡市街区基準点管理保全要綱第9条第3項の規定により街区基準点の（一時撤去・移転）について、下記のとおり請求します。

記

一時撤去・移転理由	
請 求 場 所	豊岡市 番地
一時撤去・移転を 求める街区基準点	
一時撤去・移転を 求 め る 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

街区基準点移転等工事完了報告書

年 月 日

豊岡市長 様

報告者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け豊地第 号で承認を受けた街区基準点の（復旧・一時撤去・移転）について、移転等工事が完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

工 事 件 名		
工 事 場 所	豊岡市 番地	
設 置 工 事 完 了 日	年 月 日	
設置街区基準点番号		
工 事 請 負 者	名 称	
	担当者氏名	
	所 在 地	Tel
添 付 図 書	1 完了写真（移転等工事の品質、出来形、工程及び工 事実施状況が確認できるもの） 2 測量成果品一式	